

議案第11号資料

鶴ヶ島市の環境を保全する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 有害大気汚染物質等 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するばい煙及び同条第16項に規定する有害大気汚染物質をいう。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(生活排水の処理)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 有害大気汚染物質等 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するばい煙及び同条第9項に規定する有害大気汚染物質をいう。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(生活排水の処理)</p>
<p>第6条 市民は、水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水を公共用水域に排出しようとするときは、良好な水質の保全を図るため次に掲げる措置を講じるように努めなければならない。</p> <p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域及び同法第5条第1項第5号の予定処理区域を除く市の区域においては、合併処理浄化槽を設置すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(緑の施策の推進)</p>	<p>第6条 市民は、水質汚濁防止法第2条第8項に規定する生活排水を公共用水域に排出しようとするときは、良好な水質の保全を図るため次に掲げる措置を講じるように努めなければならない。</p> <p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は第25条の3第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域及び集合排水処理施設による生活排水処理計画を有する区域を除く市の区域においては、合併処理浄化槽を設置すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(緑の施策の推進)</p>
<p>第8条 市長は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定め、その施策を積極的に推進しなければならない。</p> <p>(飼い主の順守事項)</p>	<p>第8条 市長は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第2条の2第1項の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定め、その施策を積極的に推進しなければならない。</p> <p>(飼い主の順守事項)</p>
<p>第39条 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）第2条第1号に掲げる動物（以下「動物」という。）の所有者又は管理者（以下この節において「飼い主」という。）は、その飼養する動物について、しつけを適正に行うとともに、公共の場所又は他人の土地、建物その他の財産を汚損又は破損させないようにしなければならない。</p>	<p>第39条 埼玉県動物の保護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）第2条第1号に掲げる動物（以下「動物」という。）の所有者又は管理者（以下この節において「飼い主」という。）は、その飼養する動物について、しつけを適正に行うとともに、公共の場所又は他人の土地、建物その他の財産を汚損又は破損させないようにしなければならない。</p>

<p>(罰則)</p> <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、 6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、 3月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、 6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、 3月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---	---